

危険なブロック塀等を撤去する場合に 補助金がでます！！

裾野市ブロック塀等撤去事業

地震発生時において、倒壊または転倒により通行人等の第三者に被害を与えるおそれのある道路に面したブロック塀等を撤去する場合に、その費用に対して補助金を受けることができます。

事業を活用したい場合は、事前相談をお願いします。補助金の交付決定前に契約した場合や、既に撤去している場合は対象になりません。



この制度の対象となる塀

下記のすべての条件に合致するもの

- ・ブロック塀、石塀、レンガ塀等であるもの
- ・通行人等の第三者に被害を与えるおそれのある道路（赤道、通路を含む）に面しているもの（隣地との境界にあるものは補助金の対象となりません。）
- ・地震により倒壊または転倒の危険性があるもの。

（具体的には、パンフレット「ブロック塀の点検と改善」で危険とされたもの。例：根入れがない、地盤から2mを超えている、控壁がない、傾いたりひび割れしている、鉄筋が入っていない、など。）

- ・基礎を除いた高さが60cmを超えるもの

補助の内容

ブロック塀等の撤去に要する経費で、業者に支払う額と撤去するブロック塀等の延長に1m当たり8,900円を乗じた額を比較して、少ない額の1/2（一敷地10万円が上限）。

- ・既に契約や撤去工事に着手した場合は対象となりません。
- ・撤去後は、生け垣や金属製フェンスなどの軽い柵への造り替えをおすすめします。
- ・倒壊した際の被害が少なくなるよう、高さを抑える（60cm、ブロック3段程度まで）ことも有効ですが、この場合は補助対象となりません。

補助を受けたい場合や、不明な点がある場合などは、下記までご連絡ください

裾野市 建設部 まちづくり課（建築住宅係）

TEL：055-995-1856 FAX：055-994-0272